

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	いわゆるプロ向け市場の創設		
担当部局	金融庁総務企画局市場課、企業開示課	電話番号：03-3506-6000（内線3627）	e-mail：RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成20年3月3日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 現在、一般投資家が直接参加する市場においては、法定の情報開示等による厳格な投資者保護の枠組みが設けられている。今回、金融商品取引法等を改正し、市場参加者をプロ（特定投資家等）に限定した自由度の高い取引の場を設け、このような取引の場のみを上場される「特定投資家向け有価証券」等について、特定投資家等以外の者への転売制限等を要件とした法定開示規制の免除等の制度整備を行う。</p> <p>【目的及び必要性】 海外企業や国内の新興企業等の我が国における資金調達を拡大し、プロ投資家に、投資運用先として新たな収益機会を与えることによって、我が国金融・資本市場の魅力を高めるとともに、プロ投資者間の競争を通じた金融イノベーションの促進を図る等の観点から、市場参加者をプロに限定した自由度の高い取引の場を設けるための制度整備が必要である。</p>		
	法令の名称・関連条項	金融商品取引法第2条、第4条、第23条の13、第27条の31～第27条の35、第33条、第40条の4、第40条の5、第60条の6、第66条の14の2、第67条、第67条の12、第85条、第87条の2、第117条の2、第166条、第172条の9～第172条の11、第197条、第197条の2、第200条、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条、第13条	
想定される代替案	市場参加者を主としてプロ（特定投資家等）を対象とした自由度の高い取引の場を設け、このような取引の場のみを上場される「特定投資家向け有価証券」等について、法定開示規制の免除等の制度整備を行う。その際、一般投資家にも転売が可能となる制度とする。		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
	(遵守費用)	プロ投資家のみを相手方とする有価証券の取得勧誘・売付け勧誘に係る有価証券の発行者や、プロ向け市場の上場有価証券の発行者において、法定開示書類を作成・提出する費用に代えて、金融商品取引所の定める様式・基準等に従った情報の提供又は公表を行う費用が発生する。	(本案と同様)
	(行政費用)	プロ向け市場において提供又は公表される情報の虚偽等に係る調査等の費用が発生する。	(本案と同様)
	(その他の社会的費用)	特になし。	法定開示を免除されたプロ向け市場の上場有価証券等がプロ投資家以外にも転売される可能性があり、情報収集能力・分析能力が十分に備わっていない一般投資家の保護が損なわれるおそれがある。
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	海外企業や国内新興企業等が、より円滑に長期資金の調達を行うことが可能となる。		(本案と同様)
	プロ投資家が、投資運用先として新たな収益機会を得ることが可能となるとともに、プロ投資家間の競争促進による我が国の金融イノベーションの促進が期待される。		(本案と同様)
	一般投資家が、プロ投資家の専門的な資産運用の利益を享受することが可能となる。		一般投資家が、法定開示を免除されたプロ向け市場の上場有価証券等を取り扱うことが可能となる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	上記のように、本案と代替案とで便益はほぼ同一と予測される一方、代替案の社会的費用は本案を上回ると考えられることから、本案による改正が適当である。		
有識者の見解その他関連事項	金融審議会金融分科会第一部会報告「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」（19年12月18日公表）では、以下のとおり提言頂いた。 「金融・資本市場においては、投資者保護の観点から、今後とも情報開示等の重要性はより一層高まっていくものと考えられるが、情報収集能力・分析能力が十分に備わっているプロの投資家については、自己責任を基本とすることが可能であり、一般の投資家とプロの投資家を区別した上で、プロに限定した自由度の高い効率的な取引の場を早急に整備すべきである。」		
レビューを行う時期又は条件	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成25年度に事後検証を実施。		
備考			